

精神保健指定医の新規指定申請に関するQ & A（令和7年6月12日時点）

精神保健指定医の新規申請を予定している方から多く寄せられる質問等をQ & A形式でまとめました。新たな考え方を示すものではありませんので、必ず事務取扱要領等を熟読された上で参考になしてください。

1 申請全般・指定申請書（様式1-1）関係

Q1-1 新規申請のための研修（精神保健福祉法第18条第1項第4号に規定する研修）を修了して3年以内に申請とありますが、具体的な申請期限はいつになりますか。

A 申請可能な期間は研修修了証の発行年月日の翌日から起算して3年以内です。
例えば、研修修了証の発行年月日が令和5年4月1日であれば令和8年4月1日まで申請が可能です。

Q1-2 結婚して姓が変わりました。旧姓で勤務するので、精神保健指定医の新規申請も旧姓で行ってよいですか。指定医証も旧姓で交付してもらえますか。

A 申請時に添付が必要な医師免許証においては、旧姓の併記が可能となっています。
この医師免許証の記載と一致している限りにおいて、旧姓をもって申請し、旧姓での指定医証の交付を受けることが可能です。

Q1-3 住民票はA県にありますが、仕事の都合で実際はB県に居住しています。この場合、指定申請書（様式1-1）の「現住所」欄には、A県の住所ではなく、B県の居所の住所を記載してよいですか。また、申請先はB県でよいですか。

A いいえ。指定申請書（様式1-1）の「現住所」欄には、住民票上の住所を記載してください。また、申請書類は住民票のある自治体に提出してください。（いずれもA県）

Q1-4 指定申請書（様式1-1）の注釈において、「従事した期間」については、「従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しない」とありますが、例えば、4月1日が休日で4月2日から診療に従事した場合は、4月は算入せず5月から算入できるのでしょうか。
また、診療に従事した期間が5月10日までの場合、5月を算入できるのでしょうか。

A はい。4月を算入せず、5月からとなります。（休日であっても実際に1日に診療に従事していれば、当該月を算入することは可能です。）また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入することができますので、5月を算入できます。

Q1-5 指定申請書（様式1-1）の「精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院等名」、「その他の診断治療に従事した期間及び病院等名」欄には勤務したすべての経験を記載するのですか。

A いいえ。精神科3年を含む5年分の記載があれば結構です。

指定申請書（様式1-1）「精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院等名」、「その他の診断治療に従事した期間及び病院等名」に記載したすべての実務経験証明書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

Q1-6 医師免許取得後の2年間の臨床研修（医師法第16条の2第1項の研修）の実務経験証明（様式2-2）はA大学附属病院（基幹型（旧管理型））が行っていますが、実際の従事先はB市立病院（協力型）でした。指定申請書（様式1-1）の「従事した病院等の名称」には、実際に従事したB市立病院（協力型）の名称を記載してもよいですか。

A はい。実際に従事した病院の名称をご記載いただき、協力型研修医療機関であることが分かるように、施設名とともに「（協力型）」と記載してください。

ただし、3年の精神科従事期間を満たしている場合に、2年間の臨床研修の期間すべてを「その他の診断治療に従事した期間及び病院等名」に算入することは可能です。その場合は、「その他の診断治療に従事した期間及び病院等名」の記載は、基幹型病院の名称のみでも構いません。

Q1-7 各様式で（西暦）の指示がある場合は「西暦」にて日付を記載することとなりますが、この（西暦）は削除せずこの文言に続けて日付を記載すればよいですか。また、指定申請書（様式1-1）の「医籍登録年月日及び番号」の欄には、（西暦）の文言がありませんが、「和暦」のままでよいということですか。

A はい。（西暦）の文言は削除せず、そのまま結構です。

また、指定申請書（様式1-1）の「医籍登録年月日及び番号」の欄には、医師免許証に記載された「医籍登録年月日」を和暦のまま転記してください。

Q1-8 履歴書について、記載の必要な項目等、決まった定型の様式はありますか。また、指定申請書（様式1-1）の「精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院等名」、「その他の診断治療に従事した期間及び病院等名」と履歴書の職歴の記載が一致していなければなりません。例えば、指定申請書（様式1-1）の記載は、月の初めの日が休日であることから、次月からの記載となっています。

A いいえ。履歴書については定型の様式はありません。事務取扱要領に記載された要件を満たす写真が貼付された、学歴、職歴等一般的な項目からなるもので提出ください。指定申請書（様式1-1）（注）記載上の留意事項1の記載は、実務経験を計算するためのものです。履歴書の記載と必ずしも一致している必要はありません。

2 実務経験証明書（様式2－1及び2－2）関係

Q2－1 ケースレポートの対象となる症例において、申請医に求められる「常時勤務」とは何ですか。

A 1週間に4日以上かつ1日おおむね8時間以上、精神障害者の診断又は治療に当たっているものを指します（事務取扱要領2（2）ア、1（3）ア及びイ）。個別の雇用形態に関する常勤、非常勤の別とは異なります。

Q2－2 同じ医療機関で週4日の勤務をしていた期間と、月2日程度のパート勤務の期間がありましたが、実務経験証明書は、まとめて1枚で証明を受けてよいでしょうか。

A いいえ。異なる「診療従事態様」の期間があれば、診療従事態様毎に分けて、別々に証明を受けてください。

Q2－3 精神科を標榜しているクリニック（入院病床が無い）での勤務は、精神科実務経験に算定できますか。心療内科を標榜している医療機関での勤務、産業医、児童相談所の嘱託医としての勤務は算定できますか。

A 事務取扱要領1（2）のとおり、精神科を標榜している医療機関での勤務は算定できますが、心療内科や産業医での勤務は算定できません。

児童相談所については、児童相談所運営指針において精神科を専門とする医師の配置が定められているため、児童相談所の常勤の嘱託医として、診断又は治療に従事していた期間があれば、算定できます。

Q2－4 育児休業や介護休業の取得、病気治療のための休職をした場合、その期間を実務経験証明書の「診療従事期間」に算入できますか。

A いいえ。算入できません。実務経験の証明からは、診断又は治療に従事していない期間を除いてください。

Q2－5 週4日、1日7時間勤務していますが、本勤務時間は実務経験証明書の必要な「診療従事態様」を満たしていますか。

A いいえ。満たしていません。事務取扱要領に記載のとおり、週4日以上、1日おおむね8時間以上を満たしていることが条件となっています。これについては、週4日以上勤務でかつ、週合計で32時間以上の勤務が証明されていれば、基本的に条件を満たすとしています。（最終的には、提出された証明書の内容を確認の上、個別に判断します。）

Q 2 - 6 週 4 日、1 日 8 時間勤務していますが、雇用形態は「非常勤・期間従業員」の扱いとなっています。この場合、精神科実務経験の条件を満たしますか。

A はい。個別の雇用形態にかかわらず、週 4 日以上かつ、1 日おおむね 8 時間以上精神障害者の診断又は治療に従事しているのであれば、条件を満たします。

Q 2 - 7 医師歴 10 年目で、現在勤務している病院のみで、精神科の診断又は治療に従事した期間が 5 年を超えています。実務経験証明書は現在勤務している病院のものだけでよいでしょうか。医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）期間の証明は不要ですか。

A はい。実務経験証明書は、診断又は治療に従事した期間 5 年（精神科の診断又は治療に従事した期間の 3 年間を含む）の証明ができる範囲で提出ください。この場合、医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）期間について実務経験証明書（様式 2 - 2）の提出は必要ありません。

ただし、ケースレポート各症例の担当期間（入院・通院問わず）は、常時勤務を証明できるものを提出ください。

Q 2 - 8 医師免許取得後の 2 年間の臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項の研修）後の精神科専門研修プログラム（専門医研修（いわゆる後期臨床研修））は、「実務経験証明書（平成 16 年 4 月 1 日以降臨床研修期間用）（様式 2 - 2）」で実務経験の証明を受ければよいでしょうか。

A いいえ。精神科専門研修プログラム（専門医研修（いわゆる後期臨床研修））は、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（平成 16 年 4 月 1 日以降のもの）」には該当しません。よって、実際に従事した医療機関ごとに、「実務経験証明書（様式 2 - 1）」により、証明を受けてください。

Q 2 - 9 実務経験証明書（様式 2 - 1・2 - 2）及び常時勤務証明書（様式 4）の「管理者職名及び氏名」の押印が廃止になりましたが、押印された証明書を提出してもよいでしょうか。

A はい。実務経験証明書（様式 2 - 1）、実務経験証明書（臨床研修期間用）（様式 2 - 2）、常時勤務証明書（様式 4）はいずれも押印不要ですが、押印された証明書を提出されても問題ありません。

ただし、押印の有無にかかわらず、必ず原本を提出してください。

なお、様式の注釈にも記載のあるとおり、証明内容に疑義がある場合は、厚生労働省から当該施設に直接問い合わせる場合がありますので、ご留意願います。

Q 2 - 10 「新姓」にて申請を予定しています。申請時に添付が必要な医師免許証は、旧姓併記のものです。実務経験証明書（様式 2 - 1）はすべて「新姓」にて入手できましたが、初期臨床研修期間に該当する実務経験証明書（様式 2 - 2）の発行を依頼した医療機関より、「旧姓」で発行するとの連絡がありました。
この場合、「本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）」の写しが必要ですか。

- A** いいえ。医師免許証が旧姓併記であることから、「本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）」の写しは、必要ありません。
（ただし医師免許証が「新姓」のみの場合、実務経験証明書（様式 2 - 1・2 - 2）は氏名欄に新姓併記で証明したもの、または「本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）」の写しを提出してください。）

3 ケースレポート（様式 3 - 1）関係 【全般】

Q 3 - 1 申請各書類及びケースレポートは、片面又は両面のどちらで印刷したらよいでしょうか。

- A** 審査の都合上、すべて片面印刷にて提出してください。

Q 3 - 2 前回の申請で「指定しない（不合格）」とされました。再度、新規申請をする場合、前回の申請で提出したケースレポートの症例を今回の新規申請に使用することはできるのでしょうか。

- A** 前回提出したケースレポートと同じ症例で再度ケースレポートを作成し、申請することは可能です。ただし、提出されたケースレポートは、新たに提出された別のケースレポートとして、再度全体を審査いたします。
また、ケースレポートの対象となる症例には要件がありますので、必ず最新の事務取扱要領をご確認の上、ご判断ください。
なお、すべての提出書類は最新の様式を使用してください。

Q 3 - 3 事務取扱要領 6（1）⑤には、ケースレポートは各症例原本 1 通（計 5 通）を提出することとありますが、すべてホチキス止めが必要ですか。

- A** いいえ。自筆署名をしたものを原本とし、ホチキスやクリップ、付箋等は一切使用しないでください。
なお、提出は原本計 5 通のみです。

【表紙】

Q3-4 担当終了後に医療機関の名称が変わった場合、表紙④「当該症例を実務経験した医療機関名」は、当時と現在のどちらを記載すればよいですか。また、実務経験証明書（様式2-1・2-2）や常時勤務証明書（様式4）における同記載方法についても教えてください。

A 表紙④は、原則としてケースレポートの症例を担当した当時の名称を記載してください。その場合、実務経験証明書（様式2-1・2-2）及び常時勤務証明書（様式4）については現在と当時の名称を併記してください。（現在の名称のみですと、ケースレポートに記載された医療機関との同一性が確認できません。）

Q3-5 ケースレポートの症例の指導医が2名以上いる場合、表紙⑦-2、⑧-2の「指導を行った精神保健指定医」は、どのように記載すればよろしいですか。

A 指導医が複数いる場合、指導医ごとに氏名、指定医番号、指導期間の行をそれぞれ追加し記載してください。

Q3-6 指導後に指導医の氏名が婚姻等により変わった場合、表紙⑦-2、⑧-2「指導を行った精神保健指定医」の氏名及び表紙⑦-3、⑧-3「指導を行った精神保健指定医」の署名は、指導当時か現在（変更後）の氏名のどちらを記載すればよいですか。また、指導医の常時勤務証明書（様式4）における同記載方法についても教えてください。

A 表紙⑦-2、⑧-2の氏名及び表紙⑦-3、⑧-3の署名は、現在（変更後）の指定医の証の氏名の表記で記載してください。指導医の常時勤務証明書（様式4）も同様です。

なお、常時勤務証明書（様式4）が当時の氏名（旧姓）でしか発行できない場合は、表紙⑦-2、⑧-2に当時の氏名（旧姓）を併記して、同一性があることを確認できるようにしてください。

【関係法規に定める手続への対応】

Q3-7 【関係法規に定める手続への対応】で自由記載を求めている項目は、100 字程度で簡潔にまとめるよう指示がありますが、提出予定の症例では自由記載欄に 100 字程度でまとめることが困難です。100 字を大きく超えて記載してもよいでしょうか。

A 様式の注釈に指示されているとおり、100 字程度で簡潔に記載してください。なお、【関係法規に定める手続への対応】の記載も評価の対象である点に留意し、様式の注釈に従って記載してください。

Q3-8 【関係法規に定める手続への対応】の〈医療保護入院〉5 及び 11 に、それぞれ「入院届」「退院届」が 10 日以内に提出されたかを記載する欄がありますが、この「10 日以内」の定義を教えてください。

A 該当箇所の記載については、初日を算入せず翌日から起算し、その効力は表示が相手方に到達したときに生じること（初日不算入・到達主義（民法上の原則））を基に判断します。よって、入院届であれば、入院翌日から数えて 10 日以内に自治体に入院届が到着していれば、「提出した」にチェックしてください。

※イメージ（○は 10 日以内（期限内）となる日、×は 10 日超（期限違反）となる日）
（事例①）10 日目が開庁日の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

（事例②）10 日目が閉庁日（例：日曜日）の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
入院日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

10 日目が閉庁日の場合は、直後の開庁日が期限の末日扱いとなります。

Q3-9 任意入院から医療保護入院に入院形態を変更後、再度任意入院に変更した症例の場合、【関係法規に定める手続への対応】において、1 回目の任意入院は記載する必要がありますか。また、1 回目の入院を記載する場合、2 回目の入院とどのように区別して記載すればよいでしょうか。

A 【関係法規に定める手続への対応】は、「表紙の⑥に記載したすべての入院形態について（中略）記載すること。（同一の入院形態が表紙⑥において複数回存在する場合は、様式を 1 枚追加する等し、それぞれについて分けて記載すること。）」としており、1 回目の任意入院についても、【関係法規に定める手続への対応】は必要となります。

この場合、様式を 1 枚追加、または同一用紙に区分して記載してください。その際、記載内容が 1 回目の任意入院の内容か、2 回目の任意入院の内容かが、明確に分かるように記載してください。なお、一枚にまとめる場合の文字数は、それぞれ 100 字程度（合計 200 字程度）として構いません。

【本文】

Q3-10 様式の注釈に「なお、本文において関係条文の引用は要しない。」とありますが、「引用を要しない」とは、条文の内容を記載する必要はないということでしょうか。「法第○条第△項第□号に基づく」というように、条文番号の引用は必要でしょうか。

A 条文内容・条文番号ともに、記載する必要はありません。「法に基づき●●とした。」等、簡潔に記載してください。

【その他】

Q3-11 事務取扱要領2(2)スにおいて、申請者が退院後に通院治療を行った症例は、「通院治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい」とありますが、1ヶ月未満の場合は症例として提出できないのでしょうか。

A 申請者が退院後に行った通院治療の期間が1ヶ月未満の症例を、通院治療を行った症例として提出するか否かは、申請者の判断となります。なお、そのような症例が、通院治療を行った症例と評価されるかどうかは、指定医資格審査部会での個別の審議によることであり、一律にお答えすることはできません。

Q 3 - 12 入院担当していた患者さんの退院とほぼ同時期に、主な所属が別の医療機関に異動となりましたが、異動前の医療機関で週 1 日の勤務（非常勤）を継続しています。この週 1 日の勤務において、入院担当していた患者さんの外来（通院）治療を担当している場合、事務取扱要領 2 (2) スの、申請者が退院後に通院治療を行った症例として提出することはできますか。
もし、提出できない場合、レポートはどのように記載すればよいですか。

A いいえ。ケースレポートとして提出する症例は、事務取扱要領 2 (2) アにあるとおり、精神病床を有する医療機関において常時勤務（週 4 日以上かつ 1 日おおむね 8 時間以上）していることが前提になります。外来（通院）治療の担当期間について、当該医療機関で常時勤務していなくても良いということにはなりません。

なお、担当途中で常時勤務でなくなった症例を提出する場合は、常時勤務を終了した時点で「人事異動（転職等も含む）により担当を終了した」旨をケースレポートに明記し、表紙の担当期間もその日までとしてください。

※外来移行症例の提出については、以下も参照してください。

外来移行症例は提出が望ましい症例であり、提出が必須ではない。

外来移行症例として評価を受けるためには、以下の内容を満たす必要がある。

- ①退院後の外来（通院）治療についても、おおむね 1 か月以上申請者が引き続き自ら担当していること
- ②評価基準で求められている、退院前に退院後の患者に対する保健福祉等の支援や関係機関との連携の必要性を検討・評価を行っていること
- ③通院の担当期間も当該医療機関で常時勤務（週 4 日以上かつ 1 日おおむね 8 時間以上）していること
- ④通院の担当期間も指導医の指導を受けていること

⇒上記①～④を満たす外来移行症例として評価を受ける場合は、以下の点に留意すること。

- ・表紙⑧ - 1 に担当期間を記載する。
- ・本文に退院前に退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応として行った事項について具体的に記載する。
例）病院外の支援関係者を交えて実施したケア会議、予め導入の調整を行った障害福祉サービス（患者や家族の意向により、実際に実施に至らなかったとしても、相当する具体的な対応のための評価・検討の経過は記載することが望ましい。）
- ・表紙⑧ - 2 に表紙⑧ - 1 の期間を含んでいるか、一致する指導期間を記載する。
- ・ケースレポート一覧（様式 3 - 2）の⑥は「該当」とする。
- ・表紙⑦ - 1、⑧ - 1・⑦ - 2、⑧ - 2 に記載した期間を全て証明する、実務経験証明書（様式 2）、常時勤務証明書（様式 4）を提出する。

Q 3 - 13 措置入院や医療保護入院の入院時の精神保健指定医の診察に立ち会っていませんでしたが、入院日に担当を開始した場合、事務取扱要領 2 (2) イの「入院から」従事した症例としてケースレポートを提出することはできますか。

A はい。可能です。入院日当日に担当を開始した場合は、入院から従事した症例となります。

※ なお、担当開始が、日付変更後（入院日の翌日）となった場合は、「入院から」従事した症例とすることはできません。

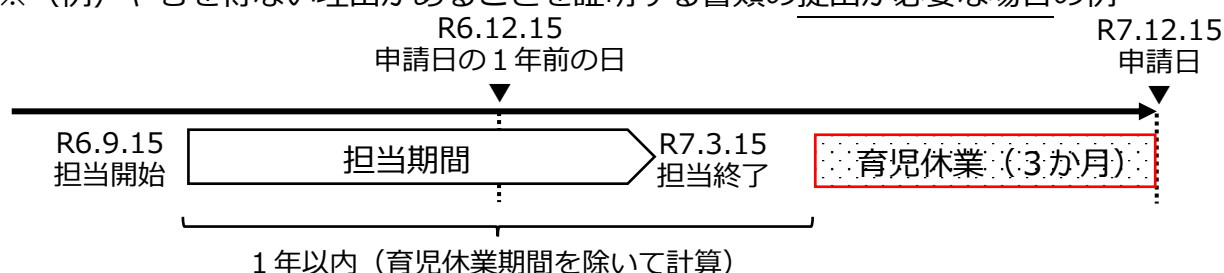
Q3-14 現在、育児休業中ですが、育児休業取得の事実を証明する書類（事務取扱要領6（1）⑦）は必ず提出が必要ですか。

A いいえ。必要がない場合もあります。

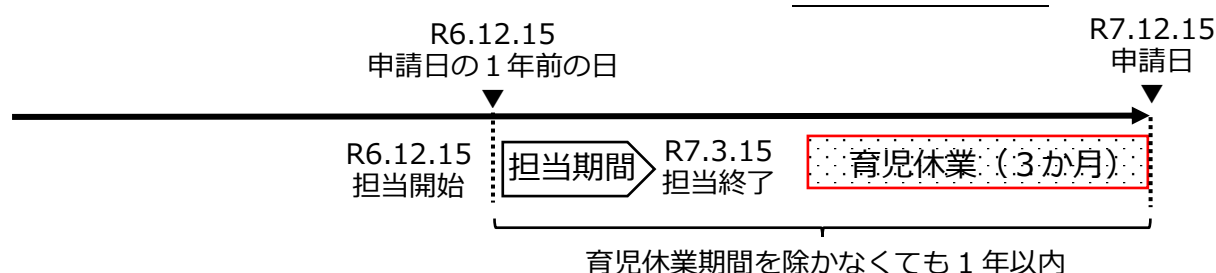
事務取扱要領6（1）⑦の「申請前1年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類」は、申請前1年以内を計算する際に育児休業の期間を除くために必要です。

育児休業の期間を除かなくても、申請前1年以内に診療を開始した症例を1例以上提出することができる方は、提出不要です。以下の図を参考にしてください。

※（例）やむを得ない理由があることを証明する書類の提出が必要な場合の例



※（例）やむを得ない理由があることを証明する書類の提出が不要な場合の例



Q3-15 指導医の更新研修修了証（事務取扱要領6（1）⑪）の提出は必須ですか。

A 指導医が更新研修を受講していることは、令和7年7月以降に担当を開始した症例の指導医に求められます。よって、これに該当しない場合は提出不要です。

該当する場合は、症例の指導期間より前の直近の更新研修修了証の写しを提出してください。

提出するケースレポートにおいて、令和7年7月以降に担当を開始した症例が複数あり、同一の指導医に指導されている場合は、1枚提出いただければ結構です。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 審査係
電話番号（代表）：03-5253-1111（内線 3028、3058）

- ※お問い合わせに対する回答は、正確を期すために 1 週間から数週間程度要する場合がございます。申請の締切直前は電話が混み合いますので、余裕を持ってお問い合わせください。
- ※個別の審査内容や具体的なケースレポートの書き方に関するお問い合わせは、資格審査の内容に関わるため、回答できないケースがございます。予めご了承ください。